

社会福祉法人アンサンブル会	アンサンブル松川第Ⅱ	下伊那郡松川町上片桐861-1	令和2年12月31日	就労移行支援
社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会	安曇野市社協すてっぷワークま・めぞん	安曇野市豊科南穂高481-7	令和2年12月31日	就労移行支援
一般社団法人地の会	アップ☆わ〜く	上伊那郡南箕輪村5937	令和3年1月1日	就労移行支援
社会福祉法人敬老園	うえだはら敬老園ヘルパーステーション	上田市上田原1050番地	令和3年1月1日	居宅介護、重度訪問介護

障がい者支援課

長野県告示第61号

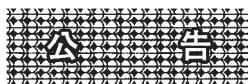
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、令和3年2月9日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和3年2月15日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	信州諏訪農業協同組合 諏訪支所	長野県諏訪市高島4-1501-3	長野県諏訪市高島4-1501-3 信州諏訪農業協同組合 諏訪支所
旧		長野県諏訪市小和田22-16	長野県諏訪市小和田22-16 信州諏訪農業協同組合 諏訪支所

会 計 課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年2月15日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）小諸市複合型中心拠点誘導施設
小諸市相生町2-88-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
小諸市
小諸市相生町3-3-3
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに

法人にあつては代表者の氏名

株式会社ツルヤ

代表取締役社長 掛川 健三

小諸市御幸町2-1-20

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年9月30日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,994平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数 109台
 - 駐輪場の収容台数 20台
 - 荷さばき施設の面積 35平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量 119立方メートル

（注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)ツルヤ	午前9時 但し、年間5日以内 午前8時	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分～午後8時30分 但し、年間5日以内午前7時30分～午後8時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 2か所 出口 2か所 合計4か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時～午後9時

8 届出年月日

令和3年1月29日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

10 縦覧の期間

令和3年2月15日から令和3年6月15日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和3年2月15日

長野県知事 阿部守一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

排水ポンプ車(30立米/分) 1台

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県建設部建設政策課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 落札者を決定した日

令和3年1月25日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 伊東産業株式会社 長野支店

(2) 所在地 長野市小島田町278-1

5 落札金額

47,300,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和3年1月12日

建設政策課
